

京都市役所本庁舎 4階東ウィングレイアウト変更委託業務 に係る仕様書

1 業務名

京都市役所本庁舎 4階東ウィングレイアウト変更委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和7年8月31日まで

3 履行場所

京都市役所本庁舎 4階東ウィング執務室

4 業務趣旨

別紙「募集要項」1のとおり

5 業務概要

- (1) 施策推進機能の強化と市庁舎利用の最適化に資するレイアウト変更案の策定
- ア 現在本庁舎 4階東ウィングにある広報担当、市政記者室、国際都市共創推進室の移転を行うことから、什器配置の最適化を含むレイアウト変更案を企画・提案し、策定すること。
- イ 現在、市政記者室内にある小部屋を構成するパーティション壁を撤去すること。それに伴う照明リモコン及びスピーカー音量調整リモコンの移設も含む。(空調リモコン、Co2 センサの移設は除く)
- ウ 本庁舎 4階東ウィング南側にある東南会議室のパーティション壁の北面(出入口ドア含む)を撤去するとともに、新たに北面及び東面にパーティション壁(出入口ドア含む)を設置することで、会議室を拡張させること。それに伴う照明リモコン、スピーカー音量調整リモコン及び空調リモコンの移設も含む。
- ※ 既存のパーティション壁はコマンニー社製のシンクロンを採用している。
- エ 工事の工程及び執務室移転の日程等を示した「移転計画書」を作成すること。
- オ アとは別に、国際都市共創推進室が移転した後の北側執務室の空きスペースについて、施策推進機能の強化や市庁舎利用の最適化に資する活用案を提案すること。なお、提案した活用案の実施については、本委託業務に含まない。
- (2) 策定したレイアウト変更案に基づく内装、電気、設備工事施行及び移転作業実施
- ア (1)アにおいて策定したレイアウト変更案に基づき必要となる内装、電気、設備工事(電話移設作業は除く)を施工し、パーティション壁等の部材を調達すること。パーティション壁については、撤去するパーティション壁の部

材を流用してもよい。

イ 移転作業実施日については以下のとおり。

各種工事及び什器等搬出入		令和7年7月4日（金）以降 （開庁時間中の作業可能）
広報担当、市政記者室の移転	(1)アの一部	令和7年7月5日（土） ～6日（日）
パーティションの解組	(1)イ及びウ	
国際都市共創推進室	(1)アの一部	別途調整（閉庁日を想定）

ウ 施工にあたっては、来庁者及び職員の安全に配慮するものとする。また、移設、新規設置する什器のうち、転倒防止の必要なものについては、壁面固定、連結固定等の適切な転倒防止策を講じること。必要な子部材（ビスや連結材等）は、契約金額内で調達すること。

エ 施工にあたり、受託者から持ち込む什器等から廃棄物（梱包材等）が発生する場合には、受託者側の負担・責任で廃棄すること。

(3) レイアウト変更後の図面の修正

施工前に本市から提供する各種図面に関して、レイアウト変更施行によって変更が生じる場合、変更を図面に反映させること。変更を反映した図面は、電子データ（CAD データ及び PDF データ）により納品すること。

6 運営体制・進行管理

- (1) 受託者は、業務全体の統括及び本市との調整窓口を担う統括担当を、契約後3日以内に設置すること。
- (2) 受託者は、適正かつ確実な業務遂行体制を構築し、その体制を業務担当者一覧として 契約後7日以内に委託者へ提出すること。
- (3) スケジュールを含む移転計画書を立案し、契約締結後7日以内に委託者へ提出すること。

7 提出書類

次の資料を、期日までに納品すること。

提出物	提出期限	備考
業務担当者一覧	契約締結から7日以内	6のとおり
移転計画書	契約締結から7日以内	6のとおり
レイアウト変更案	本市と調整した期日	5(1)のとおり
レイアウト変更施行後図面	令和7年8月31日まで	5(3)のとおり
委託完了届出書	令和7年8月31日まで	

8 委託料の支払い

業務完了後、受託者からの適法な請求があつてから30日以内に支払う。なお、前金払及び部分払は行わない。

9 業務履行に係る留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、関係法令等を遵守すること。
- (2) 平日時間外及び土日祝日の作業を伴う場合は、本市と事前に調整し、承諾を得ること。車両の駐車スペース及び資材等の保管場所が必要となる場合も同様とする。
- (3) 設置作業に必要な電力及び水を使用したいときは、本市と事前に調整し、承諾を得ること。
- (4) 本業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (5) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰するものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (7) 移転作業実施に当たり、電話や空調リモコン、Co2 センサの移設について別の事業者が同日に作業を実施することがある。その場合は、本業務の委託範囲を超えないことを前提に、可能な限り協力して作業を実施すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ、決定するものとする。